

横浜市立井土ヶ谷小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成 26 年 3 月 1 日

改定日 令和 6 年 3 月 21 日

1 いじめ防止に向けた基本的な学校の考え方

(1) いじめを防止するための基本的な方向性

日々の教育活動を通し、本校教育目標「ともに輝きひびき合う子」を実現するとともに、一人ひとりの子どもたちが安心して豊かに学校生活を過ごすことを目指している。しかし、いじめは児童の健やかな成長を妨げるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えるものである。そこで、国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針にのっとり、本校ではいじめはどの集団にもどの学校にもどの子どもにも起こりうるもっとも身近な人権侵害であることを念頭に置き、具体的な取組を推進していくために基本方針を策定することとする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様の解釈）

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 いじめ防止に向けた基本方針

- (1) 学習や生活など、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子ども自身が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
 - ・「横浜子ども会議」を通し、代表児童が区や中学校ブロックで話し合ったことをもとに、全校で取り組んでいく。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう学校全体が組織的に対応し、保護者、地域、学校運営協議会、関係諸機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの根絶に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

4 具体的な取組

(1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止基本方針の目的を達成し、組織的に対応するために、「いじめ防止対策委員会」を月1回設置し、全職員の協働と関係機関との連携を図る。また必要に応じて、心理や福祉の専門家（カウンセラー・ソーシャルワーカー）など外部専門家の参加を求める。

① 組織の構成

- ・校長が招聘する。構成員は学校長、副校長、養護教諭、教務主任、児童支援専任と学年主任とする。
- ・いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任とその学年担任が参加する。
- ・必要に応じて、保護者の代表としてPTA会長・副会長、関係機関の職員、外部の専門家の参加を要請する。
- ・児童支援専任が窓口になる。

② いじめ防止対策委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画を作成する。
- ・いじめの相談・通報の窓口（主に児童支援専任）となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を組織的に行う。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・いじめ防止基本方針の策定や見直しを行う。
- ・毎月の定例会と必要に応じて臨時会を開催する。

③ 年間計画

月	内 容
4月	第1回いじめ防止対策委員会 申し送り(実態把握) 南中学校ブロック専任会 校内委員会で特別支援の確認 地域訪問 学校説明会でいじめ防止基本方針の説明
5月	第2回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 いじめ早期発見のための生活アンケート実施(記名式・教育相談)
6月	第3回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 生活に関するアンケートの実施 第1回南中学校ブロック学校運営協議会 YPアセスメントの実施(児童理解)
7月	第4回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 第2回いじめ防止対策委員会 横浜子ども会議(南中学校ブロック会議) 南中学校ブロック専任会
8月	第5回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 いじめに関する研修 横浜子ども会議(代表児童が参加→話合いの内容を全校で共有) 児童支援専任、生徒指導専任教諭夏季研修会をもとにいじめ防止研修
9月	第6回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 個人面談
10月	第7回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 南中学校ブロック専任会
11月	第8回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 YPアセスメントの実施(児童理解)
12月	第9回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 人権週間に関わる授業参観 個人面談(任意) いじめ解決一斉キャンペーン(無記名・教育相談) スマホ安全教室(5・6年・保護者)
1月	第10回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 南中学校ブロック専任会 第2回南中学校ブロック学校運営協議会 児童、保護者へ学校生活アンケート(学校評価)
2月	第11回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 いじめ防止基本方針の見直し
3月	第12回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 第13回いじめ防止対策委員会(年度末引継ぎ 申し送りの作成 取組の振り返り)

- ・毎月の職員会議、特別支援委員会、学年研、児童指導部、毎週の打ち合わせなどを通し、児童の情報共有に努める。

(2) いじめへの対応

① いじめの防止に向けた取組

いじめはどの学校にもどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて次の取組をおこなう。

ア 学校風土づくり

○規範意識の醸成

- ・きまりを守るよう指導する。児童が主体となり、きまりを守る雰囲気づくりができるよう、教師は支援する。
- ・学級においては、「見逃さない指導」をし、規律と秩序のある学級風土づくりに努める。

○自己有用感の醸成

- ・授業や特別活動、児童会活動など、あらゆる教育活動の中で、一人ひとりが輝ける活躍の場をつくり、その成果を積極的に称賛するようにする。
- ・たてわり活動では、高学年が低学年のサポートをするなど、低学年から信頼される体験を積むことを通して、自己有用感を育むことができるようにする。

○安心できる居場所づくり

- ・大人の子どもへの接し方が、子どものモデルとなることを自覚し、受容に満ちたあたたかい雰囲気のある学級風土づくりをすすめる。
- ・たてわり活動においては、低学年が高学年から大切にされる体験をすることで、安心感や帰属意識を高めることができるようにする。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、年度当初に全教職員で研修を行い、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ 授業づくり

○わかりやすい授業

- ・重点研究の充実を図り、その成果を他教科にも波及させ、知的欲求を満たす授業の展開を工夫する。
- ・児童の実態をよく把握したうえで、発問・板書等を工夫し、どの子も見通しをもって学習に取り組むことができるようなわかりやすい授業を行う。
- ・学習の手掛かりとなる掲示物の工夫や、どの子も生活しやすい学習環境の整備を行うようにする。

ウ 人間関係づくり

○コミュニケーション能力の育成

- ・授業における学び合いを促進し、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ・児童人権委員会が行っている挨拶運動を中心にしながら、大人が手本となり、全校児童の挨拶励行に対する意識を高め、互いを認め合える関係づくり、明るい雰囲気の学校風土づくりを推進する。

○道徳心・人権感覚を高めること

- ・実態に応じた道徳教育・人権教育全体計画を策定し、実践を進める。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を用い、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係を築けるようにする。
- ・子ども人権会議をはじめとした児童会活動を中心に、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、具体的・主体的に話し合う機会をつくり、支援する。
- ・豊かな心の育成のため、全学級でいじめ防止のための取組を年度当初に話し合い、「人権目標」を設定する。人権会議や人権週間などを活用して取組の成果を共有し、価値づけることを計画的に行う。

② いじめ早期発見のための取組

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確・迅速に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するために次の取組を行う。

- ・学年間で日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、得た情報を職員会議等で共有する。
- ・「学校いじめ解決一斉キャンペーンアンケート」を無記名で全児童に実施し、いじめの有無を把握する。
- ・アンケートをもとに実態を把握後、いじめられていた児童やいじめられている児童がいる学級は、すぐに一人ひとりと面談を行い、結果をすみやかに、いじめ防止対策委員会に報告する。
- ・面談結果の記録は、全職員で共有する。
- ・児童がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- ・情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、組織的に被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- ・被害児童に対しては児童支援専任や担任が事情や心情を聴取し、組織的に児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・被害児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた今後の具体的取組や加害児童への指導内容を伝える。
- ・加害児童に対しては、児童支援専任や担任が事情や心情を聴取し、再発防止に向けて組織的に適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・加害児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた指導の方針を伝え、家庭での指導及び支援を要請する。
- ・以上の対応は、いじめ防止対策委員会を中核に教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、学校長の判断で警察に相談・通報し、連携して被害児童を守る。

④ 学校運営協議会・南中学校ブロック専任会の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や3か月に1回程度行い地域の民生委員・主任児童委員が参加する南「中学校ブロック専任会」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する
個人情報に十分配慮して、アンケート結果やそれに伴う対応を公開する。
保護者対応などについて助言を受ける。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生したときは直ちに横浜市教育委員会に報告する。また、調査において明らかになった事実についても横浜市教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

「重大事態」に対処し同種の事態の発生の防止のため、速やかに「いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織を設け関係者へ質問票の使用や聞き取り等で事実関係を明確にするための調査を行う。また、横浜市教育委員会の指示がある場合はその指示のもと進めていく。

(3) 児童・保護者への報告

調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し重大事態の事実関係等その他の必要な情報を児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供する。

6 その他

横浜市立井土ヶ谷小学校「いじめ防止基本方針」は、その内容について学校運営協議会において意見をいただく機会を設ける。必要があると認められた際に「いじめ防止基本方針」を改訂し、改めて公表する。